

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第86号）（市会事務局政務調査課）

諸般の状況により、現在実施している市会議員の報酬の額の特例措置について、その期間を平成17年3月31日まで延長することとしました。

この条例は、平成16年3月31日から施行することとしました。

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を
公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市条例第86号

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

第2条及び附則第2項中「平成16年3月31日」を「平成17年3
月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局政務調査課)